

高岡市民病院入院患者用資材提供事業者募集要項

1 募集要項の定義

「高岡市民病院入院患者用資材提供事業者募集要項」（以下、「本要項」という。）は、高岡市民病院（以下、「本院」という。）に入院する患者に対し（以下「患者」という。）その求めに応じ、本院の指定する入院中の資材について提供を行う事業者を公募により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 本募集の概要

(1) 事業者が行う業務の概要

患者に対し、資料2に定める本院の指定する必要な資材の提供を行う。

(2) 本院における運営事業者の地位

行政財産の目的外使用許可に係る使用事業者

(3) 事業期間等

令和2年10月1日～令和7年9月30日（5年間）

(4) 本院提供資料

資料1 高岡市民病院利用概況

資料2 高岡市民病院入院患者用資材提供必要品目

(5) その他諸条件

資料3 高岡市民病院入院患者用資材提供に係る諸条件 を参照のこと。

3 参加資格要件

参加者は、本募集に係る参加表明書の提出日（以下、「提出日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、提出日からの決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 中部地方における300床以上を有する急性期病院において、現在同様の業務を実施している者であること。ただし、提供を行う資材の内容については、本院が指定する内容と異なる場合も可とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者として高岡市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第6号）第3条で定める者に該当しない者で構成さ

れていること。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けていないこと。
- (6) 過去 2 か年にわたり、国税及び主たる事業所及び本募集に応募しようとする事業所の所在地における地方税の滞納がないこと。
- (7) 経営する全ての営業所、店舗について、過去 5 年間にクリーニング業法(昭和 25 年法律第 205 号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。

4 本募集に係るスケジュール

	項目	日時
(1)	募集の公開	令和 2 年 7 月 13 日(月)
(2)	説明見学会	令和 2 年 7 月 21 日(火)午後 2 時より
	申込	令和 2 年 7 月 17 日(金)午後 4 時まで
(3)	質問書の提出	令和 2 年 7 月 28 日(火)正午まで
(4)	回答提示	令和 2 年 7 月 31 日(金)正午まで
(5)	参加表明書の提出	令和 2 年 7 月 31 日(金)午後 4 時まで
(6)	提案書の提出	令和 2 年 8 月 7 日(金)午後 4 時まで
(7)	プレゼンテーション	令和 2 年 8 月 19 日(水)午後
(8)	選考結果の公表	令和 2 年 8 月中に発送
(9)	営業（利用受付）開始	令和 2 年 10 月 1 日(木)

5 参加に係る諸手続き等

(1) 見学会への参加

- ・所定の期日までに、参加者の名称、所在地、担当者名、連絡先を記載した書面の提出をもって申込とすること。（様式不問。FAX、メール等での送付を可とする。）
- ・見学会への参加は参加者ごとに 2 名までとする。

(2) 質問書の提出及び回答

- ・参加者名、担当者氏名、質問事項を記入のうえ、所定の期日までに、文書にて提出

すること。書式、提出方法は不問とする。

- ・回答は、既に参加表明書を提出している者及び参加を予定して当該質問を行った者の全員に対し連絡する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書（様式1）の提出

- ① 提出先 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院総務課
- ② 提出期限 令和2年7月31日（金）午後4時まで
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 押印書類とし、郵送または持参での提出とすること。
- ⑤ 添付書類
 - ・本要項3-(6)に記載する、過去3か月のうちに発行された過去2か年の国税及び地方税の納税完了を証明する書類（写本可）
 - ・参加者が個人の場合には、現在飲食を提供する業に従事することを証明できる書類等（写本可）

(4) 提案資料の提出

- ① 提出先 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院総務課
- ② 提出締切 令和2年8月7日（金）午後4時まで
- ③ 提出内容 提案資料10部

6 提出書類の内容

(1) 提案資料の形式

- ・参加者名を明示すること。
- ・用紙の大きさはA4版とする。また、必要に応じ、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とする。

(2) 提案資料の内容

提案資料には、下記の内容を含むこととする。

- ① 患者に対する営業のフロー（申込、提供、費用の収受）
- ② 本院内での営業のフロー（案内、申込、連絡、提供品の運用及び保管、回収、退院手続き等）
- ③ 衛生管理、安全管理及び保安全管理に係る事項
- ④ 患者が必要となる費用及び業務実施に係る収支の計画

また提供品については、プレゼンテーションの際に見本を準備すること。

(3) 提出後の取り扱い

- ・提出期間終了後は、記載内容の変更は原則認めない。

- ・提出された書類はいずれも返却しない。
- ・提出された書類は、選考に必要とする範囲において、本院にて複製を作成し、院内において使用することがある。
- ・提出された書類及びデータは、本募集の目的以外には使用しない。
- ・提出された書類は、高岡市情報公開条例（平成 17 年高岡市条例第 25 号）に基づく情報公開請求により公開する場合がある。
- ・参加者から提供された連絡先等を含む個人情報は本募集に係り必要な場合のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- ・上記に示す個人情報の取り扱いは、高岡市個人情報保護条例（平成 17 年高岡市条例第 26 号）に従う。

7 本募集による選考

(1) 選考方法

設置運営事業者の選定は、提案競技方式（プロポーザル方式）とし、本院が設置する高岡市民病院入院患者用資材提供事業者選考委員会において、事前に提出された提案書の内容及び選考会における説明をもとに、総合的に判断のうえ選考を行い、最高の評価を得た者を本事業の設置運営事業者として選定する。（以下、選定された者を「内定者」という。）

ただし、参加資格要件を有しないと判断された者、また事前に提出された提案書の内容に、本募集の趣旨等と大きな差異があると判断される者については、選考会に至らず不採択の決定を行う場合がある。また、参加者が多数となった際には、第一次選考として、書類による選考を行う場合がある。なお、応募した事業者のいずれもが本院の希望する内容を満たさないと判断された場合には、最高の評価を得た者であっても、営業許可を行わない場合がある。

(2) 選考会

① 開催日時 令和 2 年 8 月 19 日(水)午後

- ・説明の実施順序は、参加表明書を提出した順とする。
- ・それぞれの説明の開始時間については、後日参加者ごとに連絡する。
- ・選考会における各参加者の説明については、それぞれ 15 分以内とし、提案内容について、端的な説明を求める。その後、15 分以内で質疑応答を行うものとする。
- ・説明の実施にあたり使用する備品等は、すべて提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーンの使用については本院で用意するものとし、使用する場合には、提案資料の提出期限までに、本院へ使用の通知を行うこととする。
- ・説明の実施時間等については、後日参加表明書の提出を行った者に対し通知する。

・選考会は、各企業2名までの参加を認める。

② 新型コロナウイルス感染症への対策

・標記感染症への対策として、本院及び応募する事業者の所在地の状況により、全部または応募者ごとにオンラインでのプレゼンテーションに切り替える場合があるので留意すること。なおその場合には、事前に提供品見本の送付を指示するので、これを了承すること。

(3) 審査項目一覧表

評価項目	
実績及び計画	実務に関する実績
	計画の安定性、継続性
	患者物品の品質
	患者物品の安全性の担保
業務内容	患者に対する内容（利用方法、価格）
	本院に対する内容（本院の役割等）
	感染症疾患の利用者への対処
	運営計画

(4) 参加者の失格

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 参加資格を満たさない者が提案書等を提出した場合。
- ② 提案資料等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ③ 提案資料等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ④ 提案資料等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑤ 本募集の公開以後に、選定委員会委員及び本院職員、その他本院関係者と、当該業務に関して接触を求めた者がいる場合。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続きの申し立てその他類似の手続きの申し立てがなされた場合。

(5) 選考結果の通知

選考結果は、令和2年8月31日(月)までの間に発送する普通郵便により通知する。

結果は最終的な選考の結果のみとし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公開しない。また、結果に対する異議は受け入れない。

8 選定後の手続き

内定者は、速やかに本院担当者と打ち合わせのうえ、仔細の調整を行う。また、本院の指定する期日までに、高岡市行政財産の使用料に関する条例に基づく「高岡市行政財産使用許可申請書」を提出し、書面による許可を受ける必要がある。

9 辞退及び内定の取り消し

内定者がやむを得ない事情により辞退する場合には、選考会において次点以降の参加者と運営の可否について協議の場を設ける。

また、辞退した内定者がその時点までに事業の実施準備にあたり負担した経費等については、内定者の負担とする。また、本院内での施工・搬入等を開始している場合には、原状復帰に要する費用についても内定者側の負担に含める。

10 事務局

〒933-8550 高岡市宝町4番1号
高岡市民病院 総務課 管財用度係
電話番号 0766-23-0204 (代)

11 その他

- (1) 応募しようとする者は、本要項などを熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 応募しようとする者は、本要項などの内容及び決定内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 本募集への参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。